

岐阜県公報

第二千八百九十四号
平成二十九年十月三十一日

(火曜日)

目 次

告 示

家畜伝染病予防法に基づく消毒の実施
道路の区域変更
建築基準法に基づく道路の位置指定

(畜 産 課) 六四五
(道 路 維 持 課) 六四五
(建 築 指 導 課) 六四六

公 示

落札者等に関する公示
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
平成二十九年技能検定(随時)の実施(平成二十九年
十一月一日以降)
県営土地改良事業の変更計画の決定

(管 財 課) 六四七
(商 業 ・ 金 融 課) 六四七
(労 働 雇 用 課) 六四七
(農 地 整 備 課) 六四九

告 示

岐阜県告示第四百九十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第九条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)第十五条の規定により告示する。

平成二十九年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

県内における高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

二 実施する区域

県内全域の百羽(だちよう)にあつては、十羽(以上)を飼養する家きん飼養農場(消石灰による消毒又はこれと同等と認められる消毒方法を自ら実施するものを除く。)

その他家畜保健衛生所長が必要と認める家きん飼養農場

三 実施の期日

平成二十九年十一月十日から同月二十日まで

四 消毒方法

消石灰の農場内(飼育舎周囲及び農場外縁部)への散布

岐阜県告示第四百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十月三十一日から二週間岐阜県土整備部道路

維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域		敷地の幅員		延長		備考	
瑞大		浪西線		瑞浪市日吉町字川平七三〇八番一地先地内		瑞浪市日吉町字川平七三〇八番一地先地内		瑞浪市日吉町字川平七三〇八番一地先地内		瑞浪市日吉町字川平七三〇八番一地先地内		瑞浪市日吉町字川平七三〇八番一地先地内	
後	前	後	前	後	前	別前後	変更	員	幅	延	長		
五・八	四・七	三・八	一・八	八・三	二・七	ル	員	(員	延	長		
四・二	三・九	三・七	二・七	三・四	三・七	ル	員)	(長	メ		
五・二〇	五・八・八	四・八	四・五	四・〇	五・三	ル	員)	(長	ト		
												A B A 及び関係図面に示す敷地の面積を分るに於て	

岐阜県告示第四百九十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

平成二十九年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

位 置	幅員	延長	指定番号	年月日
山県市大字高木八幡一〇八六番四の一部及び一〇八三番二の一部	六〇〇	五〇・四	岐西建築第一一六号の	平成二五・六・二四
山県市大字高木字八幡一〇八六番四の一部	六〇〇	一七・三	同	同
瑞穂市十九条字河原一五三番九及び一五三番四の一部	六〇三	三六・九	岐西建築第五一六号の	同 六・二四
本巣郡北方町長谷川西三丁目一八番四	四・三	三・九	岐西建築第六一六号の	同 七・六
瑞穂市本田字仲西八九二番四及び瑞穂市所管法定外公共物（水路）の一部	四・三	三・五	岐西建築第七一六号の	同 九・二〇
瑞穂市穂積字野口九〇九番四	四・八	三・九	岐西建築第八一六号の	同 九・二〇
羽島郡笠松町中野字広畑二番五	四・七	二六・六	岐西建築第九一六号の	同 九・二五

中濃建築事務所長

位 置	幅員	延長	指定番号	年月日
美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字作り洞三九五番四	六〇〇	四九・五	中建築第三七号の一〇	平成二五・八・一
関市倉知字熊野東一〇八九番三	五〇〇	三〇・五	中建築第三七号の一	同 八・三
美濃加茂市本郷町七丁目六番四	五〇〇	一九・四	中建築第三七号の一	同 八・二四
関市肥田瀬字恵宜九四五番二	六〇〇	五九・四	中建築第三七号の一	同 九・七
美濃加茂市山手町三丁目四七番四	五・八	三〇・四	中建築第三七号の一	同 九・二

東濃建築事務所長

位 置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	年月日 指定
中津川市茄子川字湯南三八六番一七、三八六番二〇、三八八番一九及び三九〇番一一	六〇〇	六九七	東建築第七〇号の五	平成 二九・八 四
土岐市土岐津町土岐口字釜畑一五六番一	六〇〇	四〇七	東建築第七〇号の四	同 八・二
土岐市泉町定林寺町西洞五九五番一九及び五九五番二二	六〇〇	二五・一六	東建築第七〇号の七	同 九・二
土岐市泉町定林寺字炭焼七八四番九の二部及び土岐市所管法定外公共物（水路）	六〇〇	五・五三	東建築第七〇号の八	同 九・九
土岐市泉町定林寺字炭焼七八四番九の一部	六〇〇	二五・一七	同	同

（道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。）

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十九年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 購入物品及び数量 岐阜県庁倉等で使用する電気（予定数量） 3,330,000kWh
- 供給期間 平成29年11月1日0時から平成30年10月31日24時まで
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 平成29年8月18日
- 落札者を決定した日 平成29年9月29日
- 落札者の住所及び氏名 東京都江東区豊洲五丁目5番13号

テクノカスターサービズ株式会社
代表取締役社長 長崎 桃子

7 落札金額 46,326,930円

8 契約に関する事務を担当する張面の名称及び所在地

- (一) 張面の名称 岐阜県岐阜市田原一丁目一丁目
- (二) 所在地 岐阜県岐阜市田原一丁目一丁目

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十九年十月三十一日から一週間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十九年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）ケーステンキ岐阜店

岐阜市宇佐南二丁目七番一

二 意見の概要

岐阜市長の意見

・ 交通について

・ 騒音について

（届出事項 新設）

平成二十九年年度技能検定（随時）の実施（平成二十九年十一月一日以降）

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により

平成二十九年十一月一日以降の技能検定（随時）を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に

より公示します。

平成二十九年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施等級等

技能検定(随時)は、三級及び基礎級に区分し、実技試験及び学科試験によって行います。

なお、三級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令(平成二十九年厚生労働省令第五十七号)第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第六十一条に規定する基礎一級若しくは基礎二級に合格した者に限り受検することができます。

二 実施する検定職種(作業)

鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属鑄物鑄造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、閉閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業)、冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイ

ル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、カーテン工事作業及びボールド仕上げ工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

三 技能検定試験手数料

1 実技試験 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号)で定める額とします。

2 学科試験 三千円

四 実施期日

実技試験及び学科試験は、平成二十九年十一月一日(水)から平成三十年三月三十一日(土)までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

五 実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者に通知します。

六 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに受検申請者宛て送付します。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。

七 受検申請の手続

- 1 提出書類等
 - (一) 県が指定する技能検定受験申請書
 - (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面又はその写し
 - (三) 三に定める手数料
- 2 提出先

〒五〇九 〇一〇九 各務原市テクノプラザ一丁目一八番地 岐阜県人材開発支援センター内 岐阜県職業能力開発協会(電話〇五八 三三二 三六七八)
- 3 受付期間

4 原則として、技能検定試験の実施期日の三十日前まで
受検申請に関する注意

(一) 提出書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書してください。また、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面(写しても可)を同封してください。

なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印があるものに限り、受け付けます。

(二) 実技試験の手数料及び学科試験の手数料を申請書に添えて納付してください。

なお、郵送による手数料の納付は、受付期間内の消印があるものに限り、受け付けます。

(三) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

(四) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

八 合格の発表等

1 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会が書面で通知します。

2 技能検定合格証書の交付

合格者には、知事名の合格証書が交付されます。

このほか、三級合格者には、厚生労働大臣から、技能士章が交付されます。

九 その他

1 平成二十九年三月三日付け岐阜県公報定期第二千八百二十七号で公示した平成二十九年年度の技能検定(随時)は、同年十一月一日以後は実施しません。

2 技能検定についてご不明な点は、岐阜県商工労働部労働雇用課(電話〇五八二七二一一一一 内線三一一三三)又は岐阜県職業能力開発協会(電話〇五八三三二二三六七八)までお問い合わせください。

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七

条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
かみいしづ地区	大垣市役所	平成二九・一一〇・三三〇

平成二十九年十月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜県文芸社